

1月1日より、ファイバーポストが保険適用に

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（保医発1228第4号）

ファイバーポストについての保険通知が、昨年12月28日付で出され、1月1日より保険算定が可能になりました。

<大臼歯の場合>

	技術料	材料料	ファイバーポスト	合計
1本	126	27	89	242
2本	126	27	89×2	331

<前歯・小臼歯の場合>

	技術料	材料料	ファイバーポスト	合計
1本	126	15	89	230
2本	126	15	89×2	319

- ・支台築造の除去は、根管ポストを有する鋳造体の除去の点数を準用（54点）
- ・間接法により支台築造を行う場合は、支台築造印象の算定（26点）
- ・支台築造（技術料）は、その他の点数で算定（126点）
- ・1根管あたり1本を限度として算定
- ・小臼歯及び大臼歯に使用する場合は、1歯あたり2本を限度として算定

<レセプト記載について>

ファイバーポストを用いた場合は、レセプトの歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に、「ファイバーポスト」と表示し、部位毎にそれぞれ、部位、使用本数、合計点及び回数を記載する。部位は「ファイバーポスト」の前に記載する。

－記載例－

① ファイバーポスト 1本 230点×1

【ご注意ください】

現在、保険請求できるファイバーポストはジーシーのみです。他メーカーも今後保険収載される予定です。